

新	旧	備考
海外事業資金貸付保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略) <u>平成30年2月26日 一部改正</u>	海外事業資金貸付保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054 沿革 (略)	
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)	
(引受基準) 第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付又は保証債務の負担（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。 一 (略) 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。 イ～ハ (略) 三～七 (略)	(引受基準) 第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付又は保証債務の負担（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。 一 (略) 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。 イ～ハ (略) <u>三 海外投資保険を付保した海外投資であったもので、海外投資（債権等）保険約款（平成5年8月1日 5 質保総第221号）第21条第3項又は海外投資（保証債務）保険約款（平成5年8月1日 5 質保総第221号）第20条第3項の規定により、海外事業資金貸付保険で引き受けることができる資金貸付であること。</u> 三～七 (略)	
第6条～第10条 (略)	第6条～第10条 (略)	
(保険料の納付方法) 第11条 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、<u>日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による</u>	(保険料の納付方法) 第11条 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、<u>次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。</u>	

新	旧	備考
<u>承認をした時に一括して納付するものとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、保険契約締結時に納付すべき保険料であつて、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合を除く。）は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。<u>ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りではない。</u>）に納付する方法により行うことができる。 一～二 （略） 3 海外事業資金貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。<u>ただし、前項ただし書により日本貿易保険が認めた場合にあっては次の特約とは異なる特約を付す。</u> 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 <u>3. 第2回支払日が到来する前に約款第20条第1項に規定する重大な</u>	一 <u>日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第6項又は約款（保証債務）第19条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時</u> 二 <u>前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による承認をした時</u> 2 前項の規定にかかわらず、保険契約締結時に納付すべき保険料であつて、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合を除く。）は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。 一～二 （略） 3 海外事業資金貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であつて日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。	

新	旧	備考
<u>内容変更等を行った場合であって、概算により算出された保険料の額が当該変更に基づき算出された保険料を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料の額から減じることとする。</u> <u>4. 第2回支払日が到来する前に貸付金等の全部について償還が行われた場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u> <u>5. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u> 4 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、<u>保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。ただし、第2項ただし書により日本貿易保険が認めた場合にあっては次の特約とは異なる特約を付す。</u> 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全	<u>3. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u> 4 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。 2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全	

新	旧	備考
額を納付しなければならない。 <u>3. 第2回支払日が到来する前に約款第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって、概算により算出された保険料の額が当該変更に基づき算出された保険料を超える場合には、当該超過額を第2回支払日に係る保険料の額から減じることとする。</u> <u>4. 第2回支払日が到来する前に保証債務に係る借入金等の全部について償還が行われた場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該請求における保険料の全額を納付しなければならない。</u> <u>5. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」</u>	額を納付しなければならない。 3. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」	
第12条～第18条 (略)	第12条～第18条 (略)	
(担保権の設定) 第19条 約款(貸付金債権等)第36条第1項、約款(保証債務)第34条第1項又は劣後ローン特約規程別添1第1章第11条若しくは第2章第11条における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。)が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。 2 保険料率等規程Ⅱ[10] 3(4)ただし書における「当該貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合」とは、当該貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険に係る貸付等の額(以下「保険付保部分」という。)が、プロジェクトに係る貸付等において	(担保権の設定) 第19条 約款(貸付金債権等)第36条第1項、約款(保証債務)第34条第1項又は劣後ローン特約規程別添1第1章第11条若しくは第2章第11条における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。)が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。 2 保険料率等規程Ⅱ[10] 3(4)ただし書における「当該貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合」とは、当該貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険に係る貸付等の額(以下「保険付保部分」という。)が、プロジェクトに係る貸付等にお	

新	旧	備考
以下のすべてを満たす場合をいうものとする。 一～二 （略）	いて以下のすべてを満たす場合をいうものとする。 一～二 （略）	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u>		